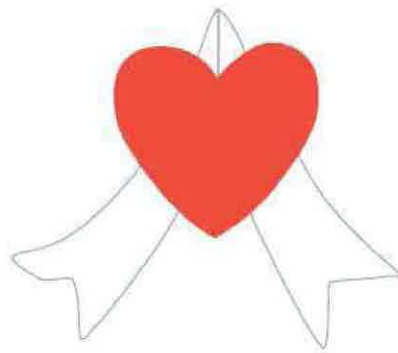


平成20・21年度

こまね男女平等推進プラン
庁内推進会議 報告書



シンボルリボン

平成22年3月

男女平等推進プラン庁内推進会議

◇ はじめに ◇

日本国憲法では、すべての国民は法の下に平等で、個人として尊重され、性別により差別されないことを謳っています。しかし、性別による固定的役割分業意識や、差別的制度が強く残っています。一方で、女性がこれまで以上に様々な社会での活躍を期待されるとともに、男性の生活や関心が企業社会中心から家庭生活や地域社会へ向けられ、その一員としての責任と仕事を両立させることが求められています。

男女共同参画社会がめざすものは、男女の差異を認めないことではありません。男女に生物学的差があるのは当然のことです。男性と女性が対等な立場で仕事、家庭、地域などあらゆる分野で協力し合い、それぞれの個性や能力が発揮できる社会をめざしています。

また、少子・高齢化の進行や社会経済情勢は急激に変化し、景気後退などの世界的変化の波が直接、地方にも押し寄せる大変対応の難しい時代となってきました。

こうした中で、豊かで活力のある社会を築くためには、女性も男性も性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現がますます重要になってきています。

狛江市では平成13年に「こまえ男女平等推進プラン」を策定し、庁内の各施策担当課が主体となって事業推進を図っていくこととしています。その推進組織として、2年任期の男女平等推進プラン庁内推進会議では、積極的に男女平等推進に取り組んできました。平成20・21年度には、「標語とシンボルリボンの決定」「ポスターや三角標語立て（カウンター置き）の職場配布」「職員の広場に『男女ふらっとカフェ』の掲載」を行いました。これらの草の根活動とも言える作業をすることで、全委員が参加し自身の意識を高め、また所属部署での啓発を目指したものです。

最後に、推進活動に関して職員の皆様のご協力をお願いするとともに、男女平等推進プラン推進状況調査の実施に際し、関係各課のご協力をいただきましたことを、厚くお礼申し上げます。

平成22年3月

こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議

平成 20・21 年度こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議報告書

目次

<本編>

1.こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議について	1
--------------------------	---

2.平成 20・21 年度推進会議活動成果報告	2
-------------------------	---

- 男女平等推進プラン庁内推進本部と庁内推進会議との合同委員研修会の実施
- 男女平等理解のための職員研修会の実施（職員課と共催）
- 平成 20 年度男女平等推進プラン推進状況調査の実施

3.平成 20 年度男女平等推進プラン推進状況調査結果	4
-----------------------------	---

- 評価基準
- こまえ男女平等推進プラン推進状況調査表
- 体系図
- 推進状況調査統計データ
- 課別事業推進状況一覧表

4.新たな男女平等推進のための取り組み	14
---------------------	----

- 取り組み その1 標語とシンボルリボンを決定
- 取り組み その2 標語とシンボルリボン PR のためポスターや三角標語立てを各職場に配布
- 取り組み その3 C-Square「職員の広場」に「男女ふらっとカフェ」を掲載

<資料編>

◇ 平成 20・21 年度推進会議開催日及び主な議題	31
◇ 男女共同参画理解のための職員研修会 アンケート結果（H20 年度）	33
◇ 男女共同参画理解のための職員研修会 アンケート結果（H21 年度）	35
◇ こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議設置要綱	37

本 編

1. こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議について

設置根拠

こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議設置要綱

(平成 13 年 4 月 20 日 要綱第 36 号)

設置目的

「狛江市女性行動計画 2001～こまえ男女平等推進プラン～」を全庁的に推進するため

任務

- (1) 「狛江市女性行動計画 2001～こまえ男女平等推進プラン～」の推進に関すること
- (2) 男女平等施策の在り方に関すること
- (3) 庁内における男女平等関係施策についての意識の醸成を図ること
- (4) その他議長が必要と認める事項

委員構成

男女平等関連施策を担当する課の職員 16 人で構成(平成 20 年度は 17 人)

活動期間

2 年間

活動内容

こまえ男女平等推進プランの推進を目指し、「こまえ男女平等推進プラン推進状況調査」及び「男女平等理解のための職員研修会」の実施などの活動を行う

2. 平成 20・21 年度推進会議活動成果報告

○ 男女平等推進プラン庁内推進本部と庁内推進会議との合同委員研修会の実施

日 時：平成 20 年 8 月 21 日（木） 午後 3 時～4 時 30 分
場 所：市役所 4 階 特別会議室
テ ー マ：「父親の育児休業を通じて考える男女共同参画について」
講 師：山田正人さん「経産省の山田課長補佐、ただいま育休中」 著者
独立行政法人経済産業研究所総務副ディレクター
参 加 者：27 名
目 的：男女平等推進施策についての認識を深めるため

狛江市の庁内推進会議委員としての役割について考える機会とすることを目的とした。今回、育休を職場で 1 年間取得された講師の実体験のお話であった。子育てが女性だけのものでなく、男性も積極的に参画すべきものと改めて感じた。今後の会議の取り組みの参考になった。また、委員自身の意識を向上する機会となった。

○ 男女平等理解のための職員研修会の実施（職員課と共催）

日 時：平成 22 年 2 月 9 日（火） 午後 2 時～3 時 40 分
場 所：市役所 4 階 特別会議室
テ ー マ：「ワークライフバランス～行政として・事業所として・職員にとって」
講 師：内藤和美さん（群馬パース大学教授）
参 加 者：24 名
目 的：男女平等問題理解への職員の意識高揚

職員の仕事と家庭の両立バランスにたって講義をした。大学での担当授業科目は、女性政策論。主な著書「女性のデータブック 改訂第 4 版」「女性学を学ぶ」「ドメスティック・バイオレンス 新版」等がある。職場に従事する職員にとって、男女平等理解のための良い機会に恵まれた講義となった。

○ 平成 20 年度男女平等推進プラン推進状況調査の実施

期 間：平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日

対象事業：こまえ男女平等推進プランに掲載されているすべての事業

(222 事業)

該 当 課：上記の事業を担当する 17 課

「こまえ男女平等推進プラン」の推進のため、各主管課において計画に掲載されている事業（222 事業）についての推進状況調査を実施。

各事業の評価の詳細については、別途掲載しているが、平均以上の評価をつけている事業が約 72%を占める一方、達成することができていない事業も約 28%を占める。

3. 平成 20 年度男女平等推進プラン推進状況調査結果

○ 評価基準

5. 達成（100％）

男女平等推進の視点に立って事業を実施し、また事業の目的・主旨を達成している。

4. ほぼ達成（80％前後）

事業計画どおりほぼ実行しているが、男女平等推進の視点が欠けている。

3. あまり達成できていない（50％前後）

事業を実施したが、内容が不十分である。

2. 達成できていない（30％未満）

事業に取り組むことができていない。

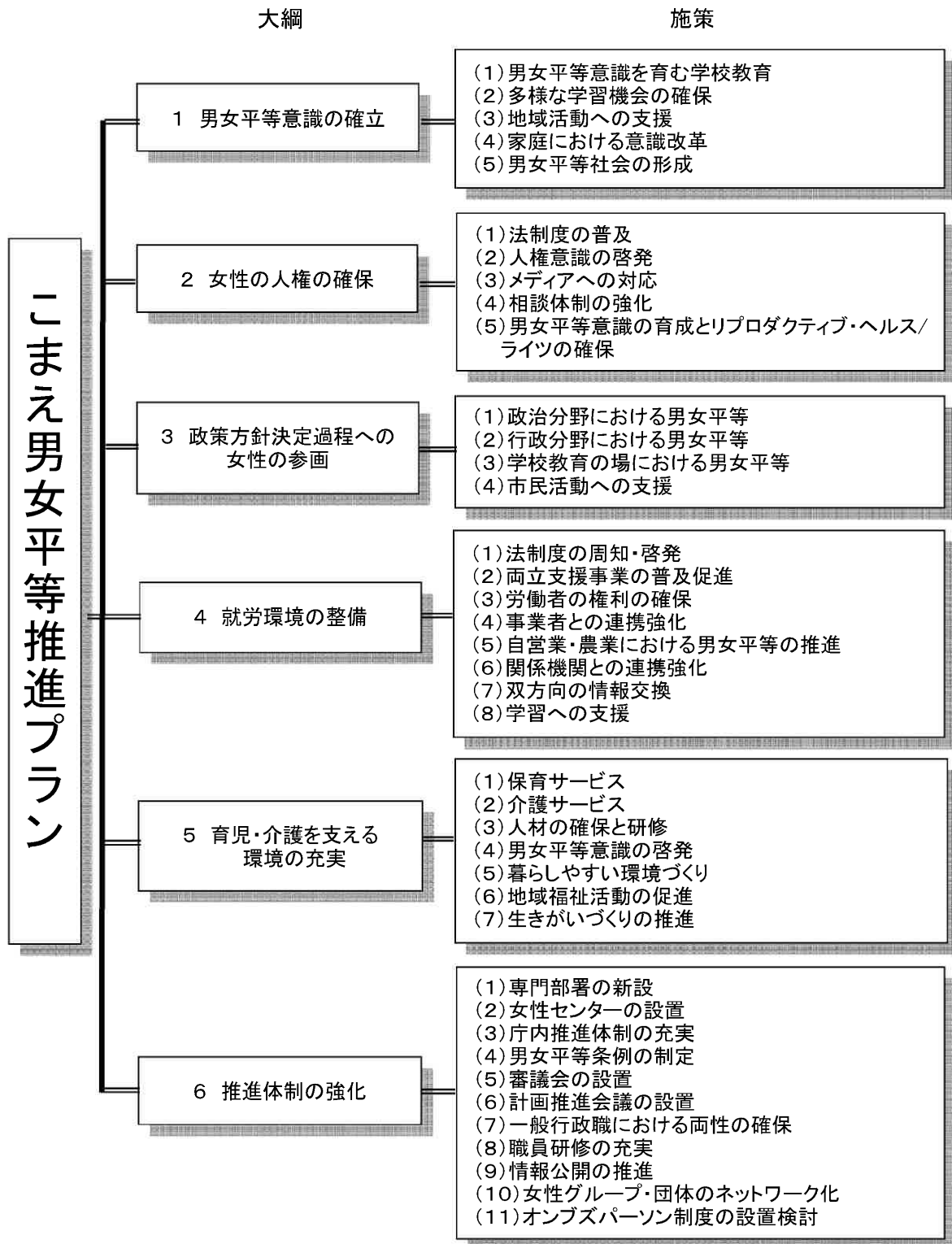
1. 未実施

計画に掲げている事業だが、今年度は実施していない。

○ こまめ男女平等推進プラン推進状況調査表

Microsoft Excel - H20 推進状況調査表													
ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 挿入(I) 書式(O) ツール(T) データ(D) ウンド/リド(R) ヘルプ(H) Adobe PDF(P)													
MS Excel 2003													
L47													
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
43	大綱	6	推進体制の強化			事業担当課	政策室						
44	施策	3				庁内推進体制の充実							
45	事業	2				庁内推進本部の運営							
46	前年度までの実績					平成20年度の事業概要							
47	例年同様本部会議を実施。プランの推進、推進状況調査、庁内推進会議の取組などについて検討。庁内委員研修に参加。					庁内推進会議の取組や職員研修に参加。庁内推進会議の検討事項や報告事項に関する。推進状況調査について会議を行う。							
48													
49													
50													
51													
52													
53													
54	平成20年度の事業実績					事業達成率	1・2・3・4・5						
55	庁内推進会議の取組や職員研修に参加。庁内推進会議の検討事項や報告事項に関する。推進状況調査について会議を行った。					評価理由					次年度以降の事業計画について		
56						計画どおり実施しているため。					a) 継続		
57											b) 実施予定		
58											c) 検討		
59											d) 廃止		
60													
61													
62													
63	大綱	6	推進体制の強化			事業担当課	政策室						
64	施策	3				庁内推進体制の充実							
65	事業	3				庁内推進本部の運営							
66	前年度までの実績					平成20年度の事業概要							
67	月1回のペースで会議を実施。推進会議については、例年同様、委員の会議費等の部分に差を定めて、進めている。					月1回会議を開催。委員の会議費等の取組を進める。推進状況調査。庁内研修に参加。							
68													
69													

【体系図】



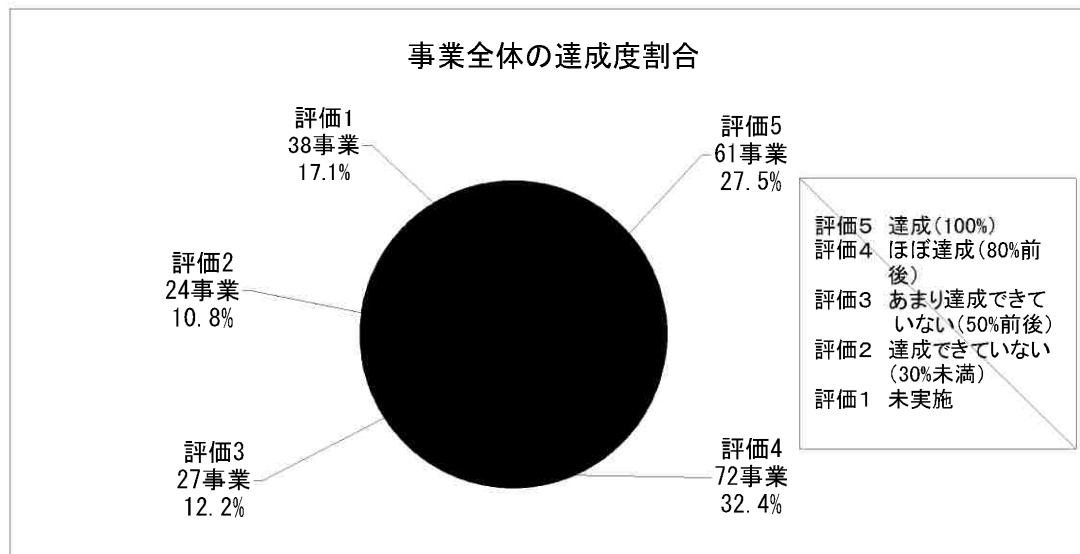
○ 推進状況調査統計データ ○

◇主管課における事業達成度合の評価(再掲事業を除く)

	評価	5	4	3	2	1	合計
1. 男女平等意識の確立	事業数	11	16	6	8	6	47
	%	23%	34%	13%	17%	13%	100%
2. 女性の人権の確保	事業数	8	8	3	5	4	28
	%	29%	29%	11%	18%	14%	100%
3. 政策方針決定過程への女性の参画	事業数	9	11	9	3	20	52
	%	17%	21%	17%	6%	39%	100%
4. 就労環境の整備	事業数	20	9	2	3	1	35
	%	57%	26%	6%	9%	3%	100%
5. 育児・介護を支える環境の充実	事業数	10	26	5	3	3	47
	%	21%	56%	11%	6%	6%	100%
6. 推進体制の強化	事業数	3	2	2	2	4	13
	%	24%	15%	15%	15%	31%	100%
事業全体	事業数	61	72	27	24	38	222
	%	27.5%	32.4%	12.2%	10.8%	17.1%	100%

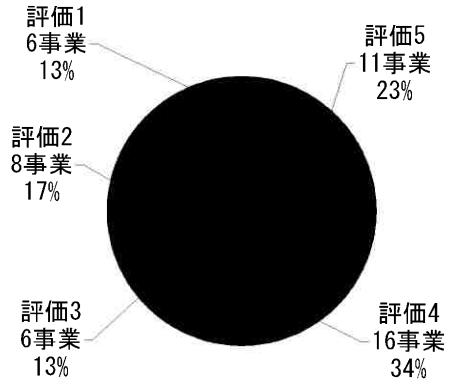
※1から6の列で掲載している割合は、その分類の中での割合を示している。

事業全体の列で掲載している割合は、全体の中での割合を示している。

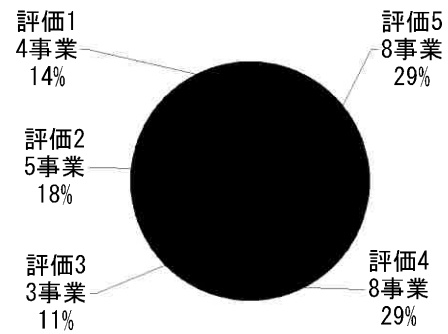


大綱別事業達成度割合

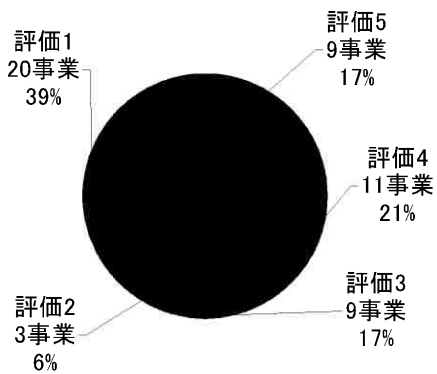
1. 男女平等意識の確立



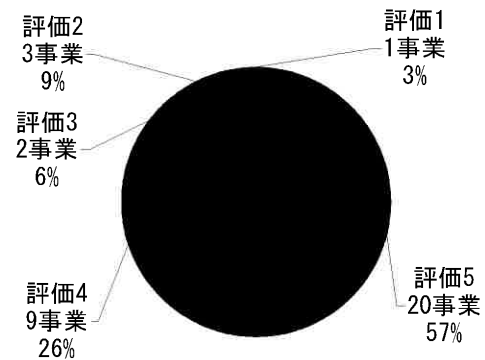
2. 女性の人権確保



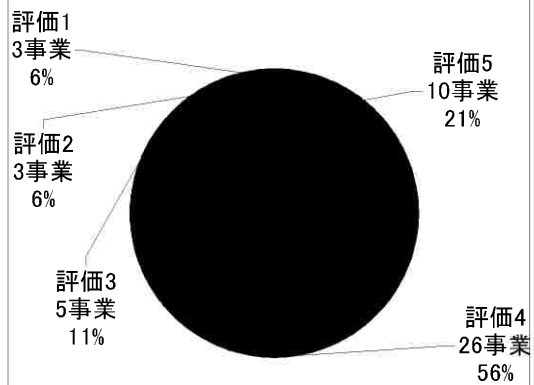
3. 政策方針決定過程への女性の参画



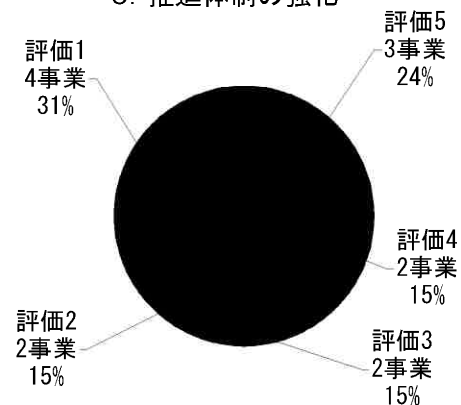
4. 就労環境の確保



5. 育児・介護を支える環境の充実



6. 推進体制の強化



○ 課別事業推進状況一覧表 ○

- ※ 太字になっている事業は、重点事業として位置付けられているものです。
 ※ 評価の無い事業については、斜線になっています。
 ※ 網掛けになっている事業は、事業名の変更を行ったものです。

課名	大綱	事業	達成度
			20年度
政策室 46事業	1	女性センターの設置	2
		女性フォーラム等の実施	5
		男女平等に関する市民の活動・社会参加などに関する資料の整備と情報提供	5
		男女平等に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布	2
		女性問題に関する知識経験などを地域に還元するシステムの構成	2
		女性団体ネットワークづくりの支援	2
		女性市民の活動・社会参加等に関する資料の整備と情報提供	3
		家庭における男女平等教育の推進	3
		家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	4
		アンパイドワーク、家庭経営協定に関わる情報の提供	2
		男女平等に関する市民意識調査	1
		国・都・他の自治体等の資料収集	4
		広報「こまえ」による男女平等に関する広報	2
		女性施策推進状況の調査	5
		国・都・市町村との連携	5
		国・都への法整備の要請	2
	2	男女平等のための法制度の情報提供	5
		男女平等に関する人権意識の啓発	5
		多様なメディアを活用した情報提供	2
		メディア政策における女性参画の要請	2
		メディア制作者への女性の尊厳をそこなう情報の制作規制要請	2
		女性担当窓口・女性相談の強化	5
		女性への暴力等の人権相談の充実	5
		24時間受付体制ホットラインの整備要請	2
		リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念の浸透	2
		家庭における両性の尊重と性教育の推進	3
	3	市政に参画する情報提供	4
		政策研究の場の確保	5
		審議会、委員会など政策決定機関への両性の確保	3
		NGO、NPO活動への参画の支援	1
	4	労働関係法制度の周知啓発	4
		育児・介護休業制度の普及啓発	4
		労働者の権利に関する情報提供	3
		性別役割分業意識解消の啓発	4
	5	関係職員に対する男女平等意識の啓発	5
	6	専門部署の新設	1
		女性担当窓口の強化	4
		庁内推進本部の運営	5
		庁内推進会議の運営	5
		男女平等条例の制定	1
		審議会の設置	1
		計画推進会議の設置	1
		女性施策推進状況の情報提供	5

課名	大綱	事業	達成度
			20年度
政策室 46事業	6	地域活動参画のための女性団体の情報の提供	3
		女性団体・NPOとのネットワークづくり、意見交換	3
		市民オンブズパーソン制度設置の検討	2
		政策室事業達成状況平均	3.17
職員課 10事業	2	男女平等理解のための職員研修の実施	5
	3	市政に参画する情報提供	1
		一般行政職における両性の確保	4
		審議会、委員会など政策決定機関への両性の確保	3
		女性管理職の登用	5
		NGO、NPO活動への参画の支援	1
	4	育児・介護休業制度の普及啓発	4
	5	男性保育士の確保	4
		関係職員に対する男女平等意識の啓発	5
		関係職員に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツの研修	3
		職員課事業達成状況平均	3.50
地域活性課 25事業	1	男女平等意識を育むコミュニティ活動の充実	4
		アンペイドワーク、家庭経営協定に関わる情報の提供	4
		女性の起業、女性の多様な就労を活かす起業に対する支援方法及び実態の調査研究	3
	3	市政に参画する情報提供	5
		審議会、委員会など政策決定機関への両性の確保	4
		NGO、NPO活動への参画の支援	5
	4	広報「こまえ」による男女平等に関する広報	5
		男女平等に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布	4
		労働関係法制度の周知啓発	5
		育児・介護休業制度の普及啓発	5
		職業相談・就職情報提供	5
		起業家支援の情報の提供	5
		パートタイム労働者の環境改善の要請	5
		労働者の権利に関する情報提供	5
		女性就労の実態に関する調査研究	2
		事業所の良好な就労環境の推進	5
		再就職講座の実施	5
		経営と家計分離の普及啓発	5
		事業者の法制度遵守の啓発	5
		性別役割分業意識解消の啓発	2
		労働環境の各種調査把握	2
		商工会等との情報交換	5
		再就職希望者への自己啓発の支援	3
	5	市民農園の活用	4
	6	地域活動参画のための女性団体の情報の提供	4
		地域活性課事業達成状況平均	4.24

課名	大綱	事業	達成度
			20年度
福祉サービス 支援室 14事業	1	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	4
	3	市政に参画する情報提供	2
		審議会、委員会など政策決定機関への両性の確保	2
		NGO、NPO活動への参画の支援	1
	4	在宅介護の支援	5
	5	ボランティア講座の開催	4
		育児・介護者等の専門研修の実施	4
		福祉推進団体の活動拠点整備	4
		道路・公園等のバリアフリー等の推進	4
		ホームヘルパー派遣制度の充実	4
		心神障害者（児）緊急一時保護事業の実施	4
		入浴サービスの充実	2
		地域障害者福祉センターの充実	4
		相談機関との連携	4
		福祉サービス支援室事業達成状況平均	3.43
生活支援課 3事業	3	市政に参画する情報提供	1
		審議会、委員会など政策決定機関への両性の確保	1
		NGO、NPO活動への参画の支援	1
		生活支援課事業達成状況平均	1
介護支援課 16事業	1	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	4
	3	市政に参画する情報提供	4
		審議会、委員会など政策決定機関への両性の確保	4
		NGO、NPO活動への参画の支援	4
	5	介護サービスの基盤整備（人材確保研修等）	4
		介護保険制度の周知	4
		通所介護の充実	4
		訪問介護の充実	4
		短期入所生活療養介護の充実	4
		地域包括支援センターの機能の充実	5
		福祉バス（みどり号）の運行（コミュニティバス運行の検討）	5
		高齢者集合住宅（シルバーピア）の増設	2
		特別養護老人ホームの建設と機能の充実	4
		住宅のバリアフリーの推進	4
		給食サービスの充実	4
		老人福祉センターの充実	5
		介護支援課事業達成状況平均	4.06

課名		事業	達成度
			20年度
健康支援課 21事業	1	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	4
	2	男女平等に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布	4
		リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念の浸透	4
		テレフォン健康相談の実施	1
		保健指導の充実（家族計画訪問指導）	3
		啓発資料（母性保健資料）の作成配布	4
		父親学級の実施	4
		各種検診事業の充実	4
	3	市政に参画する情報提供	3
		審議会、委員会など政策決定機関への両性の確保	1
		NGO、NPO活動への参画の支援	1
	4	子育てネットワークの形成	1
	5	訪問看護ステーションの充実	4
		育児・介護者等の専門研修の実施	1
		健康づくり事業の推進（健康教室・看護・栄養等教室の開催）	4
		自己健康管理システムの充実	1
		あいとびあセンター（健康福祉会館）の機能の充実	4
		年金制度充実の要請	4
		年金制度の情報提供と相談体制の充実	4
		保健センターの充実	3
		健康管理資料の作成・配布	3
		健康支援課事業達成状況平均	2.95
子育て支援課 13事業	1	子育てネットワークの形成	5
		女性市民の活動・社会参加等に関する資料の整備と情報提供	3
		家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及・啓発	5
		買春をなくすための啓発	
	2	女性担当窓口・女性相談の強化	5
		女性への暴力等の人権相談の充実	5
		緊急一時保護事業の実施	5
	3	市政に参画する情報提供	5
		審議会、委員会など政策決定機関への両性の確保	5
		NGO、NPO活動への参画の支援	
	4	緊急一時保育及び一時預かりの実施	4
		病児保育の充実	4
	5	私立幼稚園への助成	5
		子育て支援課事業達成状況平均	4.64

課名	大綱	事業	達成度
			20年度
児童青少年課 17事業	3	市政に参画する情報提供	4
		審議会、委員会など政策決定機関への両性の確保	3
		NGO、NPO活動への参画の支援	2
	4	育児・幼児保育等の子育て相談	5
		乳幼児保育の充実	5
		産休明け保育の充実	5
		長時間開所保育の実施	5
		障害児保育の充実	4
		学童保育の充実	5
		障害児学童保育受入の充実	5
		認可外保育室運営費助成	4
		児童館の充実	5
	5	事業所内託児所設置の要請	2
		放課後児童健全育成事業（児童館・学童保育所）	5
		児童放課後対策（フリースペース）	5
		乳幼児・障害児保育研修の実施	5
		男性保育士の確保	3
	児童青少年課事業達成状況平均		4.24
環境管理課 4事業	3	市政に参画する情報提供	1
		審議会、委員会など政策決定機関への両性の確保	1
		NGO、NPO活動への参画の支援	1
	5	道路・公園等のバリアフリーの推進	5
	環境管理課事業達成状況平均		2
都市整備課 4事業	3	市政に参画する情報提供	1
		審議会、委員会など政策決定機関への両性の確保	1
		NGO、NPO活動への参画の支援	1
	5	道路・公園等のバリアフリーの推進	4
	都市整備課事業達成状況平均		1.75
学校教育課 3事業	3	市政に参画する情報提供	
		審議会、委員会など政策決定機関への両性の確保	
		NGO、NPO活動への参画の支援	
	学校教育課事業達成状況平均		
公民館 18事業	1	男女平等に関する市民活動・社会参加などに関する資料の整備と情報提供	3
		社会教育事業の充実（女性問題学習の講座等）	4
		公の講座に伴う乳幼児の保育	4
		公民館だより等による男女平等に関する活動状況の広報	2
		公民館活動団体の連携援助と情報提供	1
		公民館活動団体への保育による支援	4
		家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	4
		国、都、他の自治体等の資料収集	3
		女性問題講演会の実施	4
	2	メディア・リテラシー（自己啓発する能力）向上の支援	1
		家庭における両性の尊重と性教育の推進	3
	3	市政に参画する情報提供	3
		審議会、委員会など政策決定機関への両性の確保	3
		NGO、NPO活動への参画の支援	1
	5	家庭における男女平等教育の推進	3
		高齢者への男女平等理解講座の実施	1
		高齢者の能力開発講座の実施	4
	6	地域活動参画のための女性団体の情報の提供	2
	公民館事業達成状況平均		2.78

課名	大綱	事業	達成度
			20年度
指導室 14事業	1	男女平等に関する人権教育の充実	5
		小中学校における名簿等の活用	5
		技術家庭科の男女共修	5
		進路指導における男女平等の推進	5
		教職員研修における男女平等の充実	5
		両性の尊重と性にかかわる教育の推進	4
	2	男女平等に関する人権教育の充実	4
		性にかかわる指導の充実（指導のための資料作成）	4
		性にかかわる指導の適正実施	4
	3	市政に参画する情報提供	1
		審議会、委員会など政策決定機関への両性の確保	5
		啓発資料の作成・配布	4
		女性管理職の確保	4
		NGO、NPO活動への参画の支援	1
		指導室事業達成状況平均	4.00
社会教育課 10事業	1	再就職支援講座の実施（パソコン講座等）	1
		社会教育事業の充実（女性団体研修会）	1
		社会教育事業の充実（女性リーダー研修会）	1
		社会教育団体の支援（女性団体）	4
		男女平等を推進する社会教育関係団体への支援	1
	2	社会教育団体への支援（女性リーダー研修会）	1
		社会教育活動の支援（女性団体研修会）	1
	3	市政に参画する情報提供	1
		審議会、委員会など政策決定機関への両性の確保	5
		NGO、NPO活動への参画の支援	1
		社会教育課事業達成状況平均	1.70
図書館 5事業	1	女性問題関係図書目録の作成配布	4
		女性問題関係図書の収集充実と利用の促進	4
	3	市政に参画する情報提供	3
		審議会、委員会など政策決定機関への両性の確保	5
		NGO、NPO活動への参画の支援	3
		図書館事業達成状況平均	3.80
体育課※ 4事業	3	市政に参画する情報提供	4
		審議会、委員会など政策決定機関への両性の確保	4
		NGO、NPO活動への参画の支援	3
	5	スポーツ・レクリエーション活動の推進	4
		体育課事業達成状況平均	3.75

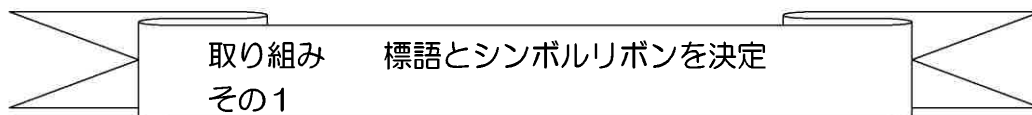
※平成21年度より、体育課は社会教育課へ統合

全課平均 3.19

4 新たな男女平等推進のための取り組み

庁内推進会議では、前年度からの引継ぎ事項及び提言を踏まえ、新たな男女平等推進のための取り組みを検討しました。

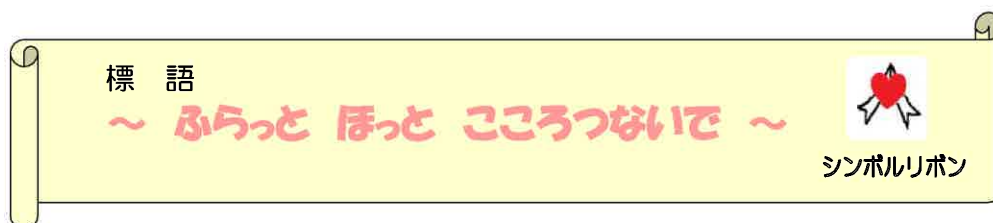
その結果、平成 20・21 年度は以下の取り組みを行いました。



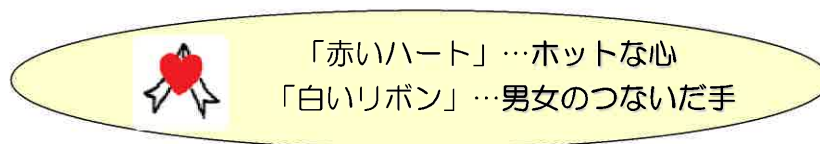
男女平等推進の方向性やテーマを明確にするため、また庁内啓発のため、「標語」と、シンボルとなる「シンボルリボン」を決定しました。決定後は、シンボルリボンを庁内推進委員が身に着け、率先して庁内推進の啓発を行い、委員以外の職員にも呼びかけを行いました。

～標語とシンボルリボンについて～

標語とシンボルリボンは「女性も男性も平等で、一人ひとりが尊重され、互いに協力し合い、理解し合えるように」という願いを込めて作られました。



シンボルリボンの赤いハートは「ホットな心」を、白いリボンは「男女のつないだ手」を表し、標語の「ふらっと」は「平等」を表します。



取り組み
その2

標語とシンボルリボン PR のため
ポスターや三角標語立てを各職場に配布

標語とシンボルリボン PR のため、庁内推進の取り組みとしてポスターや三角標語立て（カウンター置き）、マグネットを各職場に配布し、掲示しました。

①ポスター1〔サイズ：A4〕

掲示日時：平成21年7月から

掲示場所：各課

内容：シンボルリボンの周知

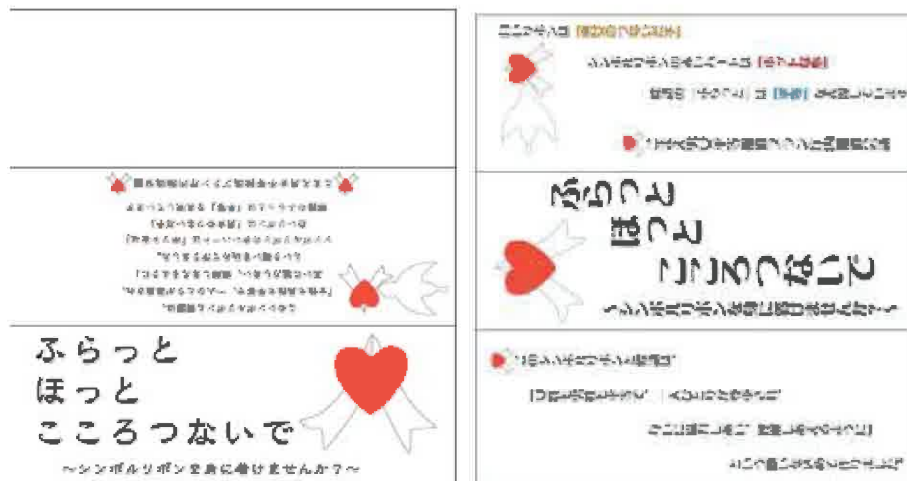


②三角標語立て（カウンター置き）〔サイズ：B5〕

掲示日時：平成21年8月19日から

掲示場所：各課

内容：標語の周知



③標語マグネット〔サイズ：A5〕

掲示日時：平成21年8月19日から

掲示場所：各課

内容：標語の周知



④ポスター2〔サイズ：A4〕

掲示日時：平成22年1月21日から

掲示場所：各課

内容：ふらっとカフェの周知



取り組み C-Square「職員の広場」に
その3 「男女ふらっとカフェ」を掲載

男女平等に関する情報を発信するため、毎月1回C-Squareの「職員の広場」に記事を掲載しました。

タイトルの「ふらっと」は「平等」と「気軽に」の意義があり、「職員に気軽にふらっと見てもらえれば…」という委員の思いが込められています。

ここでは、標語やシンボルリボン等の会議における取り組みについても、紹介記事を掲載しました。

作成は委員が当番制で行い、平成20年10月から平成22年2月までの間に、全委員の17の記事が掲載されました。

「男女ふらっとカフェ」タイトル・掲載日一覧

	タイトル（掲載頁*次項から記事を紹介）	掲載日
Vol. 1	「男女ふらっとカフェ」～オープン～（18頁）	平成20年10月27日
Vol. 2	女神様！！	11月11日
Vol. 3	ランキング	12月12日
Vol. 4	標語とシンボルリボンの紹介（19頁）	平成21年 1月28日
Vol. 5	シンボルリボンの作り方（20・21頁）	2月 6日
Vol. 6	東京ウィメンズプラザの紹介	3月17日
Vol. 7	家族のゴールデンウィーク	4月30日
Vol. 8	女尊	6月22日
Vol. 9	啓発ポスターの紹介（22頁）	7月16日
Vol. 10	男女不平等トイレのススメ？	8月10日
Vol. 11	あ～夏休み！！	8月21日
Vol. 12	三角標語立てと啓発用マグネットの紹介 （23・24頁）	9月30日
Vol. 13	風水について	10月30日
Vol. 14	人間の脳	11月30日
Vol. 15	男女間の誤解とトラブル	12月28日
Vol. 16	男性と女性の違い	平成22年 1月27日
Vol. 17	節約	2月 5日

その他にも「男女ふらっとカフェ 号外！」や「男女ふらっとカフェ break」のように、沢山の男女平等に関する情報を掲載しました。

次頁では、この「Vol. 1」、「Vol. 4」、「Vol. 5」、「Vol. 9」、「Vol. 12」の記事を紹介します。

「男女ふらっとカフェ」～オープン～



??? 一体何を始めるの・・・とお思いの方、
あきれずに最後までお付き合いしていただけると嬉しいです。

タイトルを見ただけでは、中身が全然分からないものって結構ありませんか？私たちの仕事の中にも、全庁的に取り組んでいる各種委員会というのがあるのですが、皆さんご存知ですか？その中の 1 つに「こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議」もあるのですが、委員さん以外の方は、なかなか何をしているのかわからないですよ。『庁内推進会議』なんて名前だと、とっても難いイメージがあると思いますが、シンボルマーク作りなんていう楽しいこともやっています。

そこで、この会議の委員で順番に、会議で取り組んでいることや、男女平等に関する情報を発信していくことにしました。タイトルの「男女ふらっとカフェ」は委員で出し合った案の中から選んだもので、「ふらっと」は「平等と気軽に」の意味合いを持たせています。これから月 1 回掲載していく予定ですので、皆様気軽にふらっと見に来て下さい。また、皆様からの情報やご意見もお待ちしておりますので、詳しくはお近くの委員までお声掛けください。もちろん、職員の広場への投稿也大歓迎です。

最後までお付き合いいただいた方、ありがとうございます。これからも末永〜いお付き合いを宜しく願いいたします。



こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議議長

キャンペーン情報

—八都県市ワークライフバランス推進キャンペーン—

※11月5日（水）は定時退庁実施日です。皆さん早く帰りましょう。

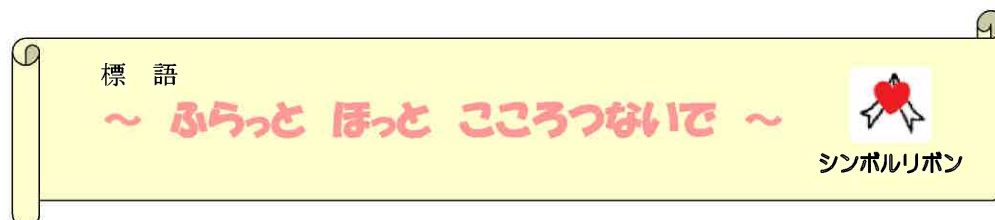
「男女ふらっとカフェ」Vol.4

～庁内推進会議の取り組み「シンボルリボン」を身に着けよう！～

みなさんお待ちかね「男女ふらっとカフェvol.4」の掲載です。

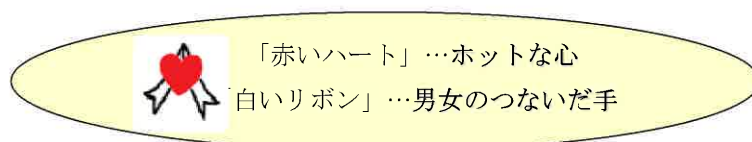
さて、4回目となる今回のふらっとカフェでは、「こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議の取り組み」についてご紹介したいと思います。

庁内推進会議では、前年度からの引継ぎ事項及び提言を踏まえ、新たな男女平等推進のための取り組みを検討しています。今回会議では、その方向性やテーマを明確にするため、「標語」と、シンボルとなる「シンボルリボン」を決定しました。



この標語とシンボルリボンは、「女性も男性も平等で、一人ひとりが尊重され、互いに協力し合い、理解し合えるように」という願いを込めて作られたものです。

シンボルリボンの赤いハートは「ホットな心」を、白いリボンは「男女のつないだ手」を表し、標語の「ふらっと」は「平等」を表します。



今後、このシンボルリボンは庁内推進委員が身に着け、率先して庁内推進の啓発を行っていきたいと考えています。職員のみなさんがこのシンボルリボンを目にすることで、少しでも男女平等について考えていただければ…と思います。興味を持たれた方は、お近くの庁内推進委員に声をかけてみてください。ぜひ一緒に身に着けましょう！

庁内推進会議では、今後もこの標語とシンボルリボンを活用して、庁内推進のための取り組みを行っていきたいと考えています。みなさんご協力ください。

こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議委員 シンボルリボン担当

「男女ふらっとカフェ」Vol.5

～庁内推進会議の取り組み『シンボルリボンの作り方』～

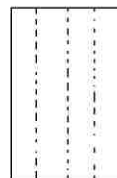
前回のふらっとカフェ Vol.4では、「こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議の取り組み」として「シンボルリボン」のご紹介をさせていただきました。今回はこのシンボルリボンの作り方をご紹介します。

①



タックシールに赤ペンで
ハートマークを描き切り取る。

②

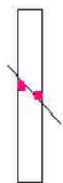


白いリボンを縦に四等分する。

※タックシール……郵送先の住所等を印刷し、
郵送用封筒に貼るシール(余ったシールで作れます。)

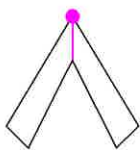
※四等分した時の一つずつのリボンの太さが
最終的なリボンの太さになるのでここで好みの
太さに調整してください。

③



そのうちの一つを斜めに切る。

④



印のついている部分を
合わせて繋いだ手を作る。

⑤



①で切り取ったハートのシールを
はがし上に乗せて完成！！

※そのままでは貼りにくいので、
セロテープ等を裏面につけて貼ってください。

手軽で簡単な作り方

上記の作り方以外にもっと簡単な作り方もあります。
タックシールに⑤にでている完成した形を描いて切り、シールをはがして自分の好きな所につけてください。

☆ポイント☆

- ・シンボルマークをつける場所……どんな場所でもオッケーです！名札、パソコン、机などなど。。。
- ・シンボルマークの素材は……白いリボンと赤いハートが表されていればどんな素材でもオッケーです！ぜひ皆さんも作ってみてください♪

こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議委員 シンボルリボン担当

男女ふらっとカフェ Vol. 9

男女平等の普及・啓発ポスターできました！

この度、男女平等に関する意識の普及・啓発の一環として、ポスターができました！見かけたこと、あると思います！

ポスターデザインは、広告デザインに精通した職員の方にお願いし、委員以外の方の協力も得てできたものなんです。それぞれの個性（長所）が活かせて、協力しあえる仕事場っていいですね♪

私も、会う人みんなの長所をしっかりと見つけるようにしています☆

このポスター、自分たちがよく目にする所に貼っていただき、ときおり『ふらっと』眺めて、こめられたメッセージを汲みとっていただければ幸いです。（委員に1枚は配ってあります◎）

また、ポスターの趣旨に賛同していただき、シンボルリボンを名札に着けたいという方は、シンボルリボンを着けた委員に作り方を聞いてみてください。もしくは、職員掲示板の「ふらっとカフェ vol.5」にも丁寧に作り方が載っていますので、そちらもぜひご覧ください！

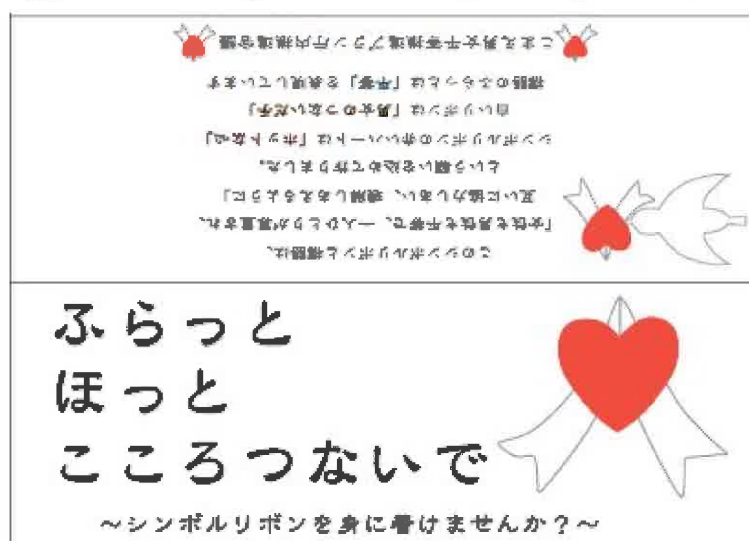


こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議委員

「男女ふらっとカフェ」Vol.12

みなさん、職場の中でピンクの案内とブルーのマグネットはご覧になりましたでしょうか？ポスターに引き続き、こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議の取り組みを知っていただくため、ピンクの縦置き横置きの案内とブルーのマグネットを作りました。

ちょっとしたスペースに置けるようにどれも小さめに作りました。ほしい！という方は、その都度手作りしますので、お近くの委員へ声をかけてください。





「男女平等」とは、人によって捉え方感じ方が違い、こうしなければならないと決まっているものではないと思います。私も委員の一人ですが、会議をとおして、女性男性問わず職場・家庭・友達間などで人と人がお互いに理解しあおうという気持ちを持つことが、「男女平等」につながるのではないかと思います。意外と固定観念を持ってしまい、人を理解しようとしてないことは多いのではないのでしょうか。

推進会議で作りましたポスターや案内が、さりげなくいろいろなところに置いてありますので、少し目をとめていただければありがたいです。

こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議委員

資料編

平成20・21年度推進会議開催日及び主な議題

平成20年度

日 時	場 所	主 な 議 題
6月26日(木) 午後2時～	特別会議室	<第1回庁内推進会議> ○委員及び事務局紹介 ○議長・副議長の選出 ○「こまえ男女平等推進プラン」について ○こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議の任務について ○平成18・19年度こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議報告書より、引継ぎ、提言について ○今後の会議の進め方について
9月18日(木) 午後2時～	301会議室	<第2回庁内推進会議> ○こまえ男女平等推進プラン推進状況調査について ○庁内推進会議における今後の取り組みについて
10月16日(木) 午前10時～	特別会議室	<第3回庁内推進会議> ○こまえ男女平等推進プランの中の推進事業の見直し、整理について ○庁内推進会議の取り組み1-シンボルマークについて ○庁内推進会議の取り組み2-職員の広場に掲載する男女平等についての情報のシリーズタイトルについて
11月20日(木) 午後2時～	特別会議室	<第4回庁内推進会議> ○庁内推進会議の取り組み1-シンボルマークについて ○庁内推進会議の取り組み2-男女ふらっとカフェについて ○新たな庁内推進会議の啓発の取り組みについて
12月19日(金) 午前10時～	502・503会議室	<第5回庁内推進会議> ○庁内推進会議の取り組み-シンボルマーク作成 ○庁内推進会議の取り組み-男女平等についての評語 ○庁内推進会議の取り組み-男女ふらっとカフェについて ○新たな庁内推進会議の啓発の取り組みについて
1月15日(木) 午前9時～	特別会議室	<第6回庁内推進会議> ○平成20年度こまえ男女平等推進プラン推進状況調査について ○新たな庁内推進会議の啓発の取り組みについて
2月19日(木) 午前10時～	高架下101会議室	<第7回庁内推進会議> ○3月以降の男女ふらっとカフェの掲載担当について ○平成20年度こまえ男女平等推進プラン推進状況調査について ○シンボルリボンと標語を庁内に周知するための新たな庁内推進会議の啓発の取り組みについて
3月18日(木) 午後2時～	301会議室	<第8回庁内推進会議> ※欠席者多数につき、中止

平成21年度

日 時	場 所	主 な 議 題
4月16日(木) 午後3時～	特別会議室	<第9回庁内推進会議> ○平成20年度こまえ男女平等推進プラン推進状況調査について ○シンボルリボンと標語を庁内に周知するための新たな庁内推進会議の啓発の取り組みについて ○4月以降の男女ふらっとカフェの掲載担当について
5月21日(木) 午後2時～	301会議室	<第10回庁内推進会議> ○シンボルリボンと標語を庁内に周知するための新たな庁内推進会議の啓発の取り組みについて ○6月以降の男女ふらっとカフェの掲載担当について ○平成19・20年度こまえ男女平等推進プラン推進状況調査について
6月18日(木) 午前10時～	301会議室	<第11回庁内推進会議> ○シンボルリボンと標語を庁内に周知するための新たな庁内推進会議の啓発の取り組みについて ○6月以降の男女ふらっとカフェの掲載担当について ○平成19・20年度こまえ男女平等推進プラン推進状況調査について
7月17日(金) 午前10時～	503会議室	<第12回庁内推進会議> ○シンボルリボンと標語を庁内に周知するための新たな庁内推進会議の啓発の取り組みについて ○男女ふらっとカフェの掲載担当について ○平成19・20年度こまえ男女平等推進プラン推進状況調査について
8月19日(水) 午後2時～	502・503会議室	<第13回庁内推進会議> ○シンボルリボンと標語を庁内に周知するための新たな庁内推進会議の啓発の取り組みについて ○平成19・20年度こまえ男女平等推進プラン推進状況調査について
9月9日(水) 午後2時～	503会議室	<第14回庁内推進会議> ○シンボルリボンと標語を庁内に周知するための新たな庁内推進会議の啓発の取り組みについて ○職員課との共催研修について ○平成20年度こまえ男女平等推進プラン推進状況調査について
10月15日(木) 午前10時～	301会議室	<第15回庁内推進会議> ○シンボルリボンと標語を庁内に周知するための新たな庁内推進会議の啓発の取り組みについて ○職員課との共催研修について ○平成20年度こまえ男女平等推進プラン推進状況調査について
11月19日(木) 午前10時～	301会議室	<第16回庁内推進会議> ○シンボルリボンと標語を庁内に周知するための新たな庁内推進会議の啓発の取り組みについて ○職員課との共催研修について ○平成20年度こまえ男女平等推進プラン推進会議報告書について ○泊江市男女共同参画推進計画(素案)市民説明会の開催について
12月17日(木) 午前10時～	301会議室	<第17回庁内推進会議> ○シンボルリボンと標語を庁内に周知するための新たな庁内推進会議の啓発の取り組みについて ○平成20・21年度こまえ男女平等推進プラン報告書について
1月21日(木) 午前10時～	301会議室	<第18回庁内推進会議> ○シンボルリボンと標語を庁内に周知するための新たな庁内推進会議の啓発の取り組みについて ○職員課との共催研修について ○平成20・21年度こまえ男女平等推進プラン報告書について
2月25日(木) 午前10時～	502・503会議室	<第19回庁内推進会議> ○シンボルリボンと標語を庁内に周知するための新たな庁内推進会議の啓発の取り組みについて ○職員課との共催研修について ○平成20・21年度こまえ男女平等推進プラン報告書について

◇ 男女共同参画理解のための職員研修会 アンケート結果(H20年度)

庁内推進本部と庁内推進会議との合同委員研修会

日 時 : 平成20年 8 月 21 日 (木) 午後 3 時～ 4 時 30 分

場 所 : 市役所 4 階 特別会議室

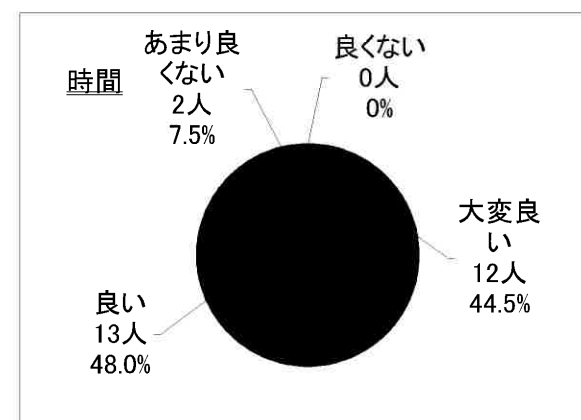
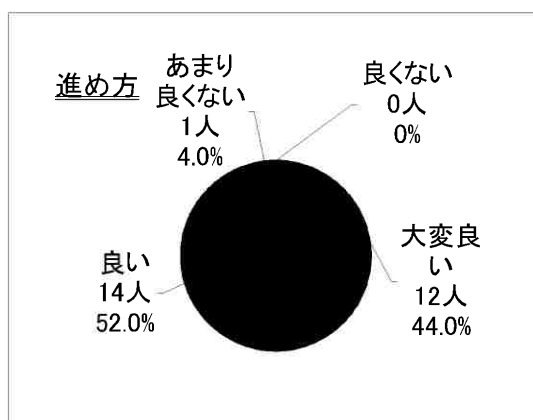
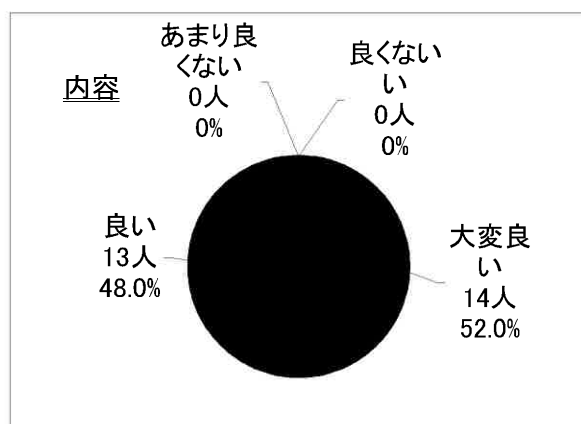
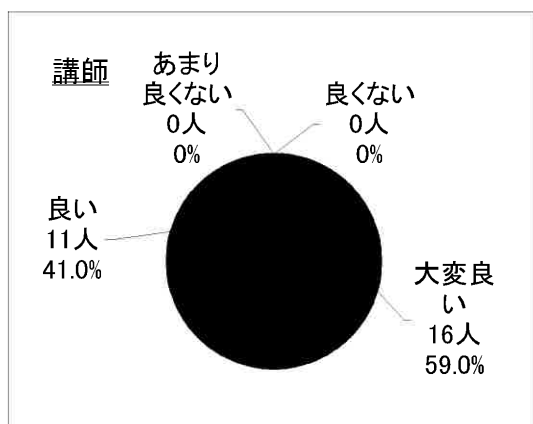
参加人数 : 27 名 アンケート回答者 : 27 名

テーマ : 「父親の育児休業を通じて考える男女共同参画」

講 師 : 山田正人さん (「経産省の山田課長補佐、ただいま育休中」 著者、独立行政法人経済産業研究所総務副ディレクター)

1. 講師、内容、進め方、時間についての評価

	大変良い		良い		あまり良くない		良くない		回答数
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	
講師	16	59.0%	11	41.0%	0	0.0%	0	0.0%	27
内容	14	52.0%	13	48.0%	0	0.0%	0	0.0%	27
進め方	12	44.0%	14	52.0%	1	4.0%	0	0.0%	27
時間	12	44.5%	13	48.0%	2	7.5%	0	0.0%	27



2. 研修全体をととしての感想、意見、要望について

- ・育児休暇を男性が取る為には、会社だけの理解でなく、職場の先輩、友人のバックアップが大切だと感じました。
- ・実体験を通じた講義により、男性の育児休業のメリットや厳しさなどを、より分かりやすく理解する事ができました。今後の自分の人生の中で、子どもを持った時には参考にしたいと思います。
- ・実体験のお話だったので、とても興味深く聞くことが出来ました。
- ・テンポが早くて面白かったです。
- ・暑い中、一生懸命話して頂き、ありがとうございました。
- ・実際に体験されたことなので、大変興味深かった。
- ・興味深い内容で話も上手く、大変楽しく聞けた。
- ・経験をもとに話して下さったので、とてもわかり易かったです。
- ・男性の育児休業について関心はありましたが、実際に話を聞くことができたのは初めてだったので、貴重な時間でした。
- ・時間配分により、最後の方が省略されてしまい、残念でした。
- ・お母さんとお父さんの話し合いや、お父さんが家庭や子供のことを思う気持ちで、男性が育休をとることに繋がると思った。そんな男の人と結婚したいと思った。
- ・夫婦間の考え方を話し合い、色々な事を分担し、協力し合うことが大切だと感じました。
- ・講師の具体的な体験話が中心だったので、イメージし易かったです。
- ・資料として付いていた色々なデータが興味深いものだった。
- ・最後のほうの話が駆け足だったので、もう少しゆっくりとお話を聞きたかったです。
- ・講師の方のお話が大変面白かった。実体験の話は説得力があり、困難さを想像できた。
- ・講師のお話にもあったが、まずは自治体の職員から変えていかなければならないと感じた。
- ・体験した方のお話なので、なるほどと思うところがたくさんありました。
- ・是非、奥様が何をどう思っているかを聞いてみると面白かったと思います。

3. 男女共同参画理解のための研修で取り上げてもらいたいテーマについて、以下から選んで○をつけて下さい（複数可）

- ☐ 家事・育児（育児休暇）：2人
- ☐ 介護：4人
- ☐ 夫婦間の暴力（DV）：7人
- ☐ 職場の男女差別：5人
- ☐ セクシュアル・ハラスメント：2人
- ☐ 少子高齢化問題：4人
- ☐ ワークライフバランス：14人
- ☐ その他：0人

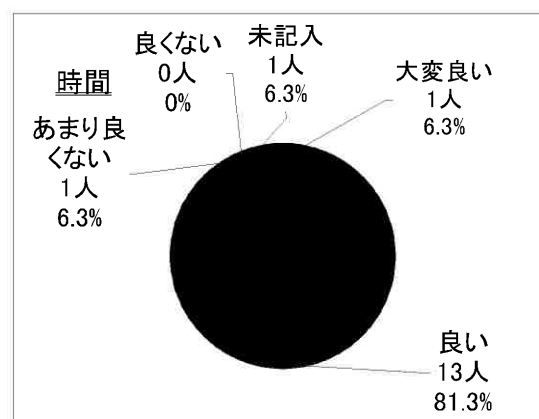
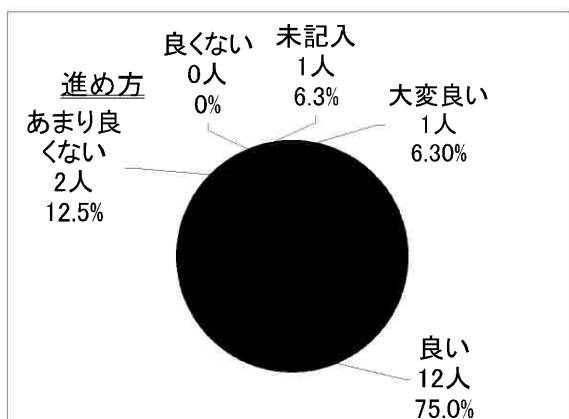
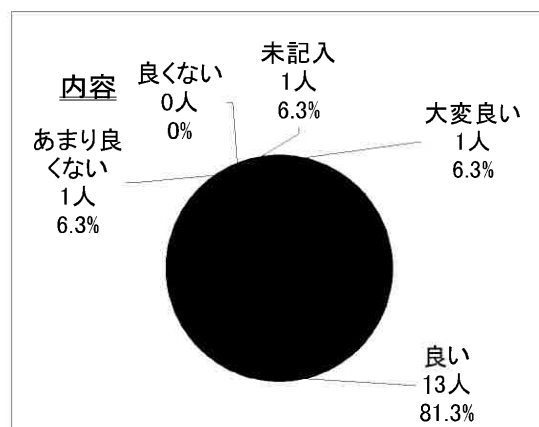
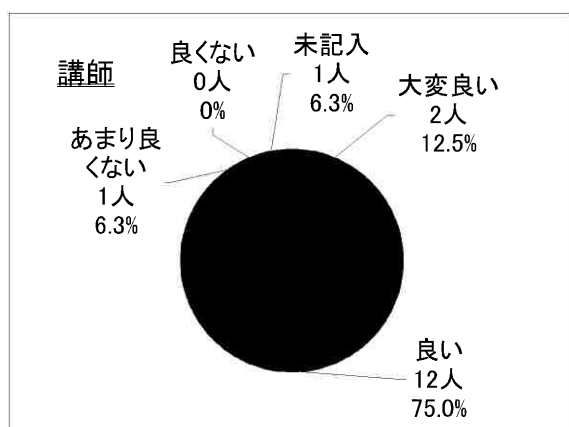
◇ 男女共同参画理解のための職員研修会 アンケート結果(H21年度)

男女平等理解のための職員研修会

日 時 : 平成22年 2 月 9 日 (火) 午後 2 時～ 3 時40分
 場 所 : 市役所 4 階 特別会議室
 参加人数 : 24名 アンケート回答者 : 16名
 テーマ : 「ワークライフバランス～行政として・事業所として・職員にとって」
 講 師 : 内藤和美さん (群馬パース大学教授)

1. 講師、内容、進め方、時間についての評価

	大変良い		良い		あまり良くない		良くない		未記入		回答数
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	
講師	2	12.5%	12	75.0%	1	6.3%	0	0.0%	1	6.3%	16
内容	1	6.3%	13	81.3%	1	6.3%	0	0.0%	1	6.3%	16
進め方	1	6.3%	12	75.0%	2	12.5%	0	0.0%	1	6.3%	16
時間	1	6.3%	13	81.3%	1	6.3%	0	0.0%	1	6.3%	16



2. 研修全体をとおしての感想、意見、要望について

- ・企業や他市の取り組みが聞け、WLBのことが良く分かりました。
- ・ワークライフバランスを進めるために一番効果的な世代を対象に研修を行ったと思う。
- ・ワークライフバランスを取ることで、仕事上の高いパフォーマンスを発揮することができ、事業所の経営戦略となることを学びました。
- ・ワークライフバランスという考え方について知識を得ることができた。狛江市役所の組織力を向上させるために、具体的に何をしなければならないか、職員間でのコミュニケーションが高まることを企画して欲しい。
- ・本日の講義を受けて、467人体制でワークライフバランスが狛江市に浸透するのか不安になった。
- ・ワークライフバランスを実施するのは、大変なことなんだと分かりました。（もっと簡単にできるものかと思っていましたので）大変勉強になりました。
- ・分かりやすい解説で、特に専門的に研究していないと浮かばない発想があり、大変参考になった。同時にワークライフバランスが自分が理解しているより、はるかに難しいテーマで、かつ重要であると認識した。
- ・ワークライフバランスの事業所としての考え方が、分かった。また、取組の制度外要因について、特にどのように解決していくかが大切、重要だと思いました。WLBのとれる個人、事業所でありたいです。
- ・研究お仲間の他大の学部長が、育休6ヶ月とられるとのことで、その方のお話を聞いてみたいですね。また、職員に限らず、嘱託の方や臨職の方も研修を受けられる機会があればと思いました。
- ・大学の授業を受けているかのような研修で、専門用語も多く、分かりにくい部分がありました。民間企業等の事例の講義については、とても参考になりました。
- ・とてもためになるお話でしたが、気になる点がありました。（専門用語が多く、その説明が少ない、具体例をあまりあげてくれないので、いまひとつ実感がわかない。）具体的にどういうことに取り組むと、どういう成果が出るのか知りたかったです。嘱託の人や臨職の人にも聞いてもらえる機会があるといいと思いました。
- ・研究者としての視点の話で、具体性に欠ける内容だった。
- ・組織の中で、男性職員の育児休暇や、女性職員の管理職員の比率などを参考にし、制度だけでなく、一人一人の意識やモチベーションを考える事が大切であると思いました。
- ・講師がレジュメにそって、順を追って話して下さり、研修全体を通してわかりやすい構成でした。内容的には、行政・事業所としてどうするべきかという話が多く、もう少し基本的なワークライフバランスとはどういうことか、又、職業人として、どういう心構えで家庭生活と仕事を両立していけるかななどの話を聞きたかったです。具体的な自治体や企業の取り組みが聞けて、勉強になりました。
- ・私自身がこのテーマについて知識がなかったり、深く考えたことがないせいかもしれないが、当たり前のことを難しい言葉を使って話しているように感じてしまった。この研修をきっかけとして、もう少し深く考えるようにしていこうと思う。

3. 男女共同参画理解のための研修で取り上げてもらいたいテーマについて（複数回答可） また、ふさわしいと思われる講師について

- | | |
|------------------------|------------|
| ○ 家事・育児（育児休暇）：5人 | ○ 信田 さよ子さん |
| ○ 介護：5人 | ○ 勝間 和代さん |
| ○ 夫婦間の暴力（DV）：2人 | |
| ○ 職場の男女差別：1人 | |
| ○ セクシュアル・ハラスメント：2人 | |
| ○ 少子高齢化問題：3人 | |
| ○ ワークライフバランス：6人 | |
| ○ その他：1人（WLB制度外要因の解決法） | |

○こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議設置要綱

平成13年4月20日要綱第36号

改正

平成13年6月29日要綱第48号

平成16年3月26日要綱第25号

平成17年3月31日要綱第56号

平成18年5月16日要綱第46号

平成19年3月30日要綱第40号

平成20年3月28日要綱第9号

平成20年5月26日要綱第53号

平成21年4月9日要綱第64号

(目的)

第1条 「狛江市女性行動計画2001～こまえ男女平等推進プラン～」を全庁的に推進するため、こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 「狛江市女性行動計画2001～こまえ男女平等推進プラン～」の推進に関すること。
- (2) 男女平等施策の在り方に関すること。
- (3) 庁内における男女平等関係施策についての意識の醸成を図ること。
- (4) その他議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、別表の男女平等関連施策を担当する課の職員の中から市長が任命する委員をもって組織する。

2 会議に、議長及び副議長を置く。

3 議長及び副議長は、委員の互選によって定める。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 議長が必要と認めたときは、前項に組織する委員以外の職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

6 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(招集)

第4条 会議は、議長が招集し会議を主宰する。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、企画財政部政策室協働調整担当が行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 狛江市女性行動計画推進会議設置要綱（平成6年要綱第26号）は、廃止する。

付 則（平成13年6月29日要綱第48号）

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

付 則（平成16年3月26日要綱第25号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成17年3月31日要綱第56号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年5月16日要綱第46号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則（平成19年3月30日要綱第40号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月28日要綱第9号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成20年5月26日要綱第53号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 則（平成21年4月9日要綱第64号）

この要綱は公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

選出区分	選出人員
企画財政部政策室	1名
総務部職員課	1名
市民生活部地域活性課	1名
福祉保健部福祉サービス支援室	1名
福祉保健部生活支援課	1名
福祉保健部介護支援課	1名
福祉保健部健康支援課	1名
児童青少年部子育て支援課	1名
児童青少年部児童青少年課	1名
建設環境部環境管理課	1名
建設環境部都市整備課	1名
教育部学校教育課	1名
教育部指導室	1名
教育部社会教育課	1名
教育部公民館	1名
教育部図書館	1名
合計	16名

刊行物番号

H21-47

平成 20・21 年度こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議報告書

平成 22 年 3 月発行

発 行 狛江市

編 集 狛江市企画財政部政策室

狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

03 (3430) 1111

印 刷 庁内印刷

頒布価格 50 円